

令和5年度 北区・都立特別支援学校給食費補助事業のお知らせ

北区では、都立特別支援学校の小学部及び中学部に通う児童・生徒の保護者（北区在住）の経済的負担を軽減するため、給食費自己負担額相当額の補助金を支給します。補助金の支給を受けるためには申請が必要です。ご希望の方は、北区教育委員会教育総合相談センターにご申請ください（他の制度で給食費全額の給付を受けている場合は、対象外です）。

【対象者】

下記(1)～(3)の**すべて**に当てはまる保護者の方

- (1) 児童・生徒、保護者の方ともに、北区に住民登録があること
- (2) 児童・生徒が、令和5年度に東京都立特別支援学校小学部または中学部に在籍していること
- (3) 東京都就学奨励事業、生活保護など他の事業により給食費全額の補助を受けていないこと

※所得制限はありません

【支給額】

令和5年度の給食費自己負担額相当額

※他の制度により給食費の補助・免除を受けている方は、その内容に応じ支給金額を調整します。

※身体的その他事由により、給食に代わり弁当持参している場合は、お問い合わせください。

【申請受付期間】

令和5年10月2日（月）～11月30日（木） 郵送の場合11月30日消印有効

※土・日曜日、祝日を除く

※11月30日以降に支給対象者になった場合は、お問い合わせください。

【申請方法】

下記の書類を北区教育委員会教育総合相談センターに郵送またはご持参ください。

- (1) 令和5年度 東京都北区・都立特別支援学校在籍児童・生徒給食費補助金交付申請書〔必須〕
- (2) 給食費の年額が確認できる書類の写し〔必須〕
- (3) 国又は地方公共団体の負担において給食費の一部給付を受けた場合、その給付の内容が確認できる書類の写し（東京都就学奨励事業の支弁区分決定通知書など）〔該当者のみ〕

【支給方法】

保護者の銀行口座に、年額（4月分から遡って算出した額）を一括して振り込みます。年度途中で転入・転出や転校したときは、補助額の調整（一部返還を含む）をします。

【お問い合わせ】 北区教育委員会 教育総合相談センター

〒114-8546 東京都北区滝野川2丁目52番10号

電話 (03)3908-1326

受付時間 8:30～17:00（土・日曜日、祝日を除く）